

1. 件名：「日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ウラン濃縮工場 Bウラン貯蔵室における原子力規制委員会査察用封印のき損に関する面談」
2. 日時：2020年4月30日（木）15時00分～15時20分
3. 場所：テレビ会議（原子力規制庁保障措置室会議室、六ヶ所保障措置センター安全対策室、日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理事務所北棟地下1階会議室）
4. 出席者
原子力規制庁
放射線防護企画課 保障措置室
有賀室長、中島首席査察官、筒井室長補佐
六ヶ所保障措置センター
鈴木査察官
日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田尚宏
濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）より、2020年3月27日にウラン濃縮工場Bウラン貯蔵室において社内規定に基づく保障措置査察用封印の定期点検を実施したところ、2019年6月18日から廃品シリンダに対して取り付けられていた原子力規制委員会の査察用封印（以下、「封印」という。）※のワイヤーにき損があることを発見した件について、原因究明の結果及び今後の再発防止対策に関する説明を聴取した。

※ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第2項第4号の規定に基づき、原子力規制委員会が、国際規制物資の移動を監視するために取り付けたもの。

【原因究明の結果】

- ・再現性確認試験の結果より、封印用ワイヤーの断線原因を鋭角な物がワイヤーに接触したことによるものと推定。
- ・2019年3月28日（封印き損発見日から1年前）から2020年3月27日（封印き損発見日）までのウラン貯蔵室の全作業実績調査と作業員への聞き取り調査を行いワイヤーが断線した原因の特定を試みたが、ワイヤーの断線を発生させた作業や作業員の特定には至らず。
- ・封印のある廃品シリンダが保管されているエリアは、立入り禁止表示等が無いこと、また作業スペースが狭いことから、偶発的な接触により査察封印のワイヤーが断線した可能性があると推定。

【再発防止対策】

- ・作業員が封印に直接触れないように封印に透明保護カバーを常設する。
- ・新たに査察封印エリアを立入り禁止とするためにロープ等で区画設定・表示を行い、作業員以外立入り禁止とする。
- ・封印に近接する作業について、その必要性、頻度及び方法について検討するとともに、封印に近接する作業の注意事項を共通ルールとして規定する。

- ・今回実施した再発防止対策を、定期的（1回／年）に実施している査察封印き損防止教育資料に反映する。

(2) 上記の説明を受け、当方から再発防止策の一つとして挙げている透明保護カバーについて、1ヶ月を目処に速やかに常設するように求めたところ、日本原燃より可及的速やかに対応するとの説明があった。

保障措置室長から、原燃では過去にも封印のき損を発生させており、再び本事案が発生したこと及びその時期や原因の特定に至らなかったことに対し、嚴重注意を行った。その上で、今後、原燃内の他の施設も含め同様の事案が生じることがないように、再発防止対策を計画的かつ確実に実施することを求めた。

(3) 日本原燃からは、原因が特定できなかったことに対して謝罪があり、注意を厳正に受け止め、原燃の他の施設も含めて今回のような事象の再発防止のため、組織内での調査と必要な再発防止策を行い、封印の適正管理に努めたい旨回答があった。

6. その他

配付資料

- ・ウラン濃縮工場 Bウラン貯蔵室 廃品シリンダ 査察封印のき損について（原因と再発防止対策）（日本原燃株式会社濃縮事業部ウラン濃縮工場）（資料番号：2020濃運発第16号）